

## ◇主要施策を支える仕組み

### ○推進施策1 総合農事センターの積極的活用

#### 1 総合農事センターの機能強化

農業に関する新技術の実証試験や本市畜産業の拠点として、本市農林業の振興を図るとともに、社会情勢や農業を取り巻く環境変化に対応して、総合農事センターの機能を強化していく。

##### (1) 新技術等の実証試験の実施

消費者のニーズに対応した新規品目・品種の試験栽培や、新しい技術・資材等の導入の可能性を検討する展示ほ場を設置する。

##### (2) 農林業における6次産業化・農商工連携などへの一体的支援（P24 再掲）

主要施策3の2の(1)

##### (3) 新規就農研修の実施

総合農事センター内ほ場で実施している新規就農者の研修の継続や充実を図り、相談窓口としての機能強化を図る。

##### (4) 畜産業の振興（P24 再掲）

主要施策3の1の(9)

##### (5) 土づくりの促進

堆肥の施用有効性や、環境負荷低減に寄与する竹チップリサイクルの試験を実施し、関係機関と連携して生産者への情報提供や普及を進めていく。

##### (6) 試験研究における広域連携

現在、市内の農家や農協などから依頼を受けて実施している野菜や花きの品種比較試験や、新技術等に関する展示ほ場の設置について、近隣市町と情報交換を進め、広域での農業振興に結びつく試験研究の取組を検討する。

#### 2 市民への農業に関する情報発信

子供から大人まで数多くの市民が訪れる総合農事センターは、市民が農業に直接ふれあえる貴重な施設である。農業公園としての機能を強化し、食を支える産業である農業をアピールする。

### (1) 市内農業のファンづくり

子供から大人まで対応した農業体験プログラムを作成し、身近な市内農業の再発見や農業の持つ多面的価値のアピールなどに取り組み、市内農業のファンづくりを推進する。

### (2) 農林ショップの機能充実

市民向け朝市やイベントの開催により市民が農家と直接ふれあえる場を提供し、農業への理解を進めながら新鮮な農産物を提供し、市民サービス向上に取り組む。

### (3) 市民を対象にした講座の充実

市民を対象にした園芸講座や、学生を対象にした各種講座などの内容充実を図り、農業や食に対する理解を進める。

## ○推進施策2 幅広い分野との連携

### 1 北九州都市圏域市町などとの連携

本市では、福岡県北東部の16市町と連携中枢都市圏「北九州都市圏域」の形成に向けた取り組みを推進している。今後、農林水産施策の実施においては、圏域の市町などと積極的に連携を行う。

#### (1) 北九州ブランドの広域展開 (P25 再掲)

主要施策3の3の(3)

#### (2) 広域ブランドの創出

東九州自動車道が全線開通することで、福岡、大分、宮崎の物流が大きく変わることが予想される。そこで、苅田、行橋、豊前など沿線の農林水産物や水産物の加工品を集約し、24時間離発着が可能でアクセスがよい北九州空港の航空便を利用することで、首都圏や海外への出荷の可能性や広域ブランドの創出を検討する。

#### (3) 海面を利用する関係団体との連携

本市沿岸域における漁場整備や藻場造成などは、港湾関係者や沿岸周辺の民間事業者などの協力・理解が欠かせないことから、関係機関との相互理解と協調関係の推進に努める。

また、関門海峡沿岸では度々、遊漁船と漁船によるトラブルも絶えないことから、遊漁船等の関連団体との情報共有・相互理解に努める。

### 2 医・福・学等との連携

これまで本市では、地元大学と連携して放置竹林伐採後の竹の有効活用策を検討し、「合馬のファイバーらすく」等の開発を支援してきた。

今後も地元大学と連携した竹の有効活用策の検討や、耕作放棄地の再生による地域農業の振興策とあわせて、医療・福祉分野等とも連携した、高齢者や障害者向けの園芸療法としての耕作放棄地の活用を検討していく。

#### (1) 医療・福祉分野等との連携

耕作放棄地や放置竹林、過疎化などの農村の抱える課題に対して、NPOや教育機関の行う農業を通じた地域活性化活動や、医療機関や福祉施設の行う園芸リハビリ活動、福祉農園等の取り組み等、新たな手法で解決を目指す取り組みを支援する。

#### (2) 大学や企業等との連携

##### ア 竹の有効活用

地元大学や企業と連携して、放置竹林対策として伐採した竹を食用やプラスチック素材への商品化に向けての取り組みを行う。

##### イ 耕作放棄地対策

北九州市立大学地域創生学群と市、地元酒造会社、農協等が協働で行っている「耕作放棄地を活用した地場産芋焼酎作り」など、大学など教育機関等と連携した試験研究や地域活動について、支援や協働による取り組みを行う。

### ○推進施策3 情報発信と市民とのふれあい

#### 1 各種イベントやメディア媒体の活用

本市の農林水産業について、市民理解を深めるため、農林水産だよりやホームページ等の活用による、旬の農林水産物や生産者の顔が見える情報の発信を行う。

また、各種パンフレットの作成・配布、出前講演の積極的な実施、北九州市農林水産まつり等イベントの実施や各種メディアの活用により、地元農林水産物の魅力について積極的なPRを行う。

#### (1) 各種イベントやメディア媒体を活用した情報発信

本市の農林水産業、市内産農林水産物について、市民理解を深めるため、各種イベントや各種メディアの活用により、地元産農林水産物の魅力を積極的にPRしていく。

#### (2) 地産地消サポーター制度を活用した情報発信

本市が運営している「地元いちばんホームページ」を通じて、「食」に関する情報発信を行うとともに、産地見学会、意見交換会等交流の場を設け、生産者・消費者相互の理解を促進し、市内農林水産物の魅力を高めていく。

#### (3) 食文化の継承 (P29 再掲)

主要施策4の4の(4)

## 2 農林水産業と市民とのふれあいの場づくり

市民が、農林水産業と直接ふれあえる場づくりを推進するため、総合農事センターや漁港施設等を活用し、市民と農林水産業のふれあいを促進する。

### (1) 情報発信の場の活用

総合農事センターの持つ情報発信機能を活用し、市民へは、農作業体験や園芸講座などを通して農業や食に関する情報発信を、また、生産者へは、今後普及が見込まれる有望品種や技術・資材などの展示ほ場を設置し、経営改善につながる情報発信に努める。

### (2) 海・漁業と市民とのふれあいの場づくり

市民が漁業や水産物に対するふれあいの機会をもつことができるよう、漁業者が実施する直販施設や朝市、牡蠣焼き小屋等の施設整備や、水産物流通改善のために行う蓄養・販売施設の整備、漁業者により実施されるイベントなどの開催に対して支援を行う。

### (3) 市民レクリエーション

8月11日が「山の日」に制定されるのを契機に、市域面積の40%を占める森林をレクリエーションの場として活用し、市民が山に親しみ、山の恩恵を知る取組を検討する。

### (4) 農林水産業の観光化を支援

農林水産業を観光産業とするため、現在の観光果樹園や農業体験農園の支援に加え、タコつぼ漁の漁業体験やカキ養殖施設の産地見学会などを実施するとともに、離島の地域性を生かした漁家民宿等の取り組みについて検討を行い、観光化を支援する。

### (5) 直売や新分野での機能強化 (P23 再掲)

主要施策3の1の(6)

## 3 ロボット技術やICT等先端技術の活用

本市のロボット産業やICT産業は、関連企業や大学、研究機関が揃った国内最先端の技術を誇っている。今後、これら最先端の技術の本市農林水産業への活用を検討していく。

### (1) 先端技術を活用した鳥獣被害対策

全国的に大きな被害を出しているイノシシやサル、シカ、カラスなどの鳥獣による農林水産物への被害対策として、ICT等先端技術を活用した位置情報や追い払いなどについて、技術導入を支援する。

## (2) 作業用ロボットの活用

重労働を伴う農林水産業において、作業支援アシストスーツや農業・林業用ロボットの導入による省力化・大規模化を検討する。また、これまで経験に頼った農業からデータに基づく農業への移行も合わせて検討する。

# ○推進施策4 危機回避機能の発揮

## 1 自然災害に対する防災機能の強化

農林水産業が発揮すべき多面的機能の中で、特に重要なものとして災害防止機能がある。この災害防止機能の発揮に向け、ため池の維持・管理、荒廃森林の再生、防災意識を高める取組等を進める。

### (1) 防災・減災対策

#### ア ため池の補修・改良

ため池の利用者による堤体や取水施設の点検を実施し、漏水を早期に発見、補修することで、決壊などの大規模災害を未然に防ぐ。

また、市内4ヶ所の防災重点ため池については、県と協力して、ハザードマップの作成や周辺住民への説明を行い、防災意識を高める活動を実施する。

#### イ 荒廃森林の再生 (P27 再掲)

主要施策4の2の(2)

#### ウ 漁港漁村地域の高潮・津波対策の推進

「福岡県津波浸水想定」や「北九州市地域防災計画」をふまえて、災害に対する「減災」対策として、漁業者の災害特性に関する知識や避難意識を高める取組を行う。

### (2) 台風等自然災害による農林水産物被害の支援

自然災害による農林水産物の被害が発生した際は、北九州市地域防災計画に定める対策計画をふまえ、速やかに被害状況を調査し、国・県と連携しながら災害復旧事業を実施するとともに、農林漁業者からの相談への対応や融資制度の紹介など、早期の経営回復に向けた支援を行う。

### (3) 都市農地の防災機能の強化

都市農地は、災害時における延焼防止機能や、避難場所、仮設住宅用地など災害時にオープンスペースを提供するなどの役割も果たしている。大規模災害時にこれらの役割に対応できるよう防災協力農地等の取組を検討する。

#### (4) その他本市農林水産業に関わる緊急案件の対応

本市農林水産業に関わる「市民生活に重大な影響を及ぼす案件」「重大な事件・事故・火災」「災害・国防案件」「不祥事や事務の不手際、市のイメージを低下させる案件」などが発生した際は、速やかに状況を調査し、適切に対応する。

## 2 有害鳥獣による被害の防止

産業経済局鳥獣被害対策課を司令塔として、農作物被害だけでなく、市街地被害を含めた対策を行うため、区役所、自治会、猟友会等と連携して、鳥獣が市街地に出没する原因を減らすための市民啓発、追払い、侵入防止柵の補助などの対策を総合的に実施する。

#### (1) 野生鳥獣による被害の防止

区役所、自治会と連携し、鳥獣の市街地出没の原因となる生ゴミやペットの餌の管理対策などについて市民啓発を強化する。

また、イノシシ侵入防止柵の補助、ICTの導入などによる猟友会捕獲活動の支援、市民相談や現地指導等を行う。

さらに、ニホンザル対策としてサルの発信器取り付けによる追跡・追い払い・個体数管理を行う。

あわせて、近年市内への出没が増え始めたシカやアライグマ等の対策も検討する。

#### (2) 先端技術を活用した鳥獣被害対策（P34 再掲）

推進施策2の3の(1)

## 3 家畜疾病・伝染病の予防

生産者が飼育する家畜が、疾病、特に、家畜伝染病に感染すると、畜産物の生産が滞り、畜産経営が致命的な影響を受けることになる。

また、赤潮や船舶事故等による油流出等により海が汚染された場合、水産物に大きな被害が出ることになる。

家畜伝染病等が市内で発生した場合や、赤潮等による海洋汚染が発生した場合は、「北九州市危機管理基本指針」に従い迅速かつ的確な対応を行い、生産物への被害を最小限に防ぐ。

#### (1) 家畜疾病・家畜伝染病の予防

総合農事センターは、市内唯一の家畜診療所として、家畜伝染病に感染しないよう、日頃から予防策として、家畜診療を丁寧に行うとともに、生産者から気軽に相談でき、かつ情報交換できる関係を築く。

また、農場に伝染病ウイルスを持ち込む可能性のある野鳥やねずみ等の侵入防止策や、農場を出入りする車両や人の消毒等の防疫体制の指導・支援も行う。

## **(2) 家畜伝染病発生時の対応**

「北九州市危機管理基本指針」に従い、市長をトップとした対策本部を設置し、関係部局と連携して、福岡県が「家畜伝染病予防法」に基づき行う防疫措置に協力する。あわせて、不正確な情報の拡散等により、市民が不安を抱かないよう、迅速で、正確な情報提供を行う。

また、特定家畜伝染病が、野生動物、愛玩動物、近隣自治体の農場などで発生することも想定し、日頃から、関係機関・生産者等と情報交換できる関係を築き、迅速な情報収集とそれに伴う適切な対応を行う。

## **4 赤潮、油流出等の被害の軽減**

赤潮や船舶事故等による油流出時により海面が汚染された場合は、国や県と連携して水産物に対する被害を最低限に留める。また、食中毒発生時には迅速に状況を把握し、風評被害を防止する。

### **(1) 赤潮発生時の対応**

福岡県が行う赤潮発生情報の収集に努め、本市においても定期的な赤潮調査を実施し、結果を速やかに漁業者へ伝えることで、水産物被害の軽減を図る。

### **(2) 油流出時の対応**

船舶事故や陸上からの油流出時には、速やかに漁業者から情報収集を行い、海上保安部や危機管理室など関係機関と連携しながら、状況に応じて必要な対策を行い、早期の原状回復を図る。

### **(3) 食中毒などによる風評被害対策**

カキの“ノロウイルス”やヒラメの“クドア食中毒”など、水産物が原因とされる食中毒が発生した場合には、速やかに状況調査を行い、漁業者や関係機関と連携して、風評被害の発生防止に向けた対応を行う。